

尾張旭市個人情報の管理に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

尾張旭市長 柴 田 浩

尾張旭市個人情報の管理に関する規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、個人情報を適切に取り扱うため、必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 2 条の定めるところによる。

(適用の範囲)

第 3 条 個人情報及び法第 6 0 条第 2 項の個人情報ファイルの取扱いは、法及びこの訓令の定めるところによる。

(総括保護管理者及び副総括保護管理者)

第 4 条 個人情報の管理に関する事務を総括する者として総括保護管理者を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

2 総括保護管理者を補佐する者として副総括保護管理者を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。

(保護管理者及び保護担当者)

第 5 条 個人情報を取り扱う各課等に保護管理者及び保護担当者を置く。

2 保護管理者は、各課等の長をもって充てる。

3 保護管理者は、個人情報を適切に管理するため必要な措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、尾張旭市情報セキュリティ基本規程（平成 2 5 年訓令第 1 号）及び尾張旭市情報セキュリティ対策基準の定めるところにより、適切な管理を確保するものとする。

5 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第 6 条 保有個人情報の管理状況に関する監査をさせるために、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、保有個人情報を取り扱う各部等の長をもって充てる。

(職員の責務)

第7条 総括保護管理者、副総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報が適正に取り扱われるよう、職員（尾張旭市情報セキュリティ基本規程第2条第8号の職員をいう。以下同じ。）に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び条例等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者（以下「総括保護管理者等」という。）の指示に従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(教育及び研修)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号の派遣労働者をいう。以下同じ。）に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育及び研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、個人情報の適切な管理に関して必要な教育及び研修を行うものとする。

4 保護管理者は、所属職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス及び複製等の制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する職員を限定し、その権限を業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、権限を有する場合であっても、業務上の目的以外で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

4 職員が業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 個人情報の複製

- (2) 個人情報の送信
 - (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- (訂正)

第10条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第11条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

2 職員は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第12条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により、当該情報を消去し、又は当該媒体を廃棄するものとする。

2 個人情報ファイルの消去又は電子媒体の廃棄の作業を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）は、委託先が確実に消去し、又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

(取扱状況の記録)

第14条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第15条 個人情報の利用に際し、情報システムを使用する場合は、この訓令に定めるもののほか、尾張旭市情報セキュリティ基本規程の定めるところによる。

(保有個人情報の提供)

第16条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定により、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定による安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定により他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定により前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第17条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 委託契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理状況に係る検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 事業所内からの個人情報の持ち出しの禁止に関する事項
- (3) 個人情報を取り扱う従業者の明確化
- (4) 従業者に対する監督・教育
- (5) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- (6) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (7) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (8) 保有個人情報の漏えい等が発生した場合の対応に関する事項
- (9) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (10) 法令及び委託契約の内容に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

- 4 保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。
- 5 保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する際には、委託を受けた者において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 6 委託先において保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を実施させるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、委託先を通じて、又は委託者自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。
- 7 保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する際には、委託する保有個人情報の取扱いに係る業務において取り扱う個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。
- 8 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第18条 保有個人情報の情報漏えい等の事案の発生又はその兆候を把握したとき、職員がこの訓令の規定に違反している事実又はその兆候を把握したときその他安全確保上で問題となる事案が発生した場合において、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 前項に規定する事案等が発生した場合において、保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。この場合において、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末等の電源を切る等、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、副総括保護管

理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに副総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 副総括保護管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに総括保護管理者及び市長に報告するものとする。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有するものとする。

（法に基づく報告及び通知）

第19条 漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会（以下この条において「委員会」という。）への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力するものとする。

（公表等）

第20条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、関係者への対応等の措置を講ずるものとする。

2 公表を行う事案については、総括保護管理者は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに関係機関に報告し、情報提供を行うものとする。

（監査）

第21条 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第22条 保護管理者は、各課等における個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第23条 総括保護管理者等は、監査及び点検の結果等を踏まえ、個人情報の管理状況について評価を行い、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

（委任）

第24条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、発訓の日から施行する。